

秋田県告示第558号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

令和6年12月20日

秋田県知事 佐竹敬久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
県道	羽後向田館合線	雄勝郡羽後町田代字黒沢47番地先から朴渕67番6地先まで

2 供用開始の期日 令和6年12月20日

3 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 湯沢市千石町二丁目1番10号 秋田県雄勝地域振興局建設部用地課

(2) 期間 令和6年12月20日（金）から令和7年1月17日（金）まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）